

秦野市議会議員政治倫理審査会日程 (第6回)

日 時 令和8年6月15日(月)

午前10時15分から

場 所 議会第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 審 査

(1) 令和8年2月19日付け及び3月3日付けの調査請求について

(2) 令和8年6月5日付けの調査請求について

ア 調査の適否

イ 審査の進め方

4 そ の 他

5 閉 会

案

F No. 0・6・2 (乙)

令和 8 年 6 月 日

秦野市議会議長
相 原 學 様

秦野市議会議員政治倫理審査会
委員長 桑 原 昌 之

秦野市議会議員政治倫理規程第 3 条・政治倫理基準に違反する疑
いがある事件の調査請求について（報告）

令和 8 年 3 月 2 4 日付けで調査及び審査の付託を受けた 2 件の事件について、
秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第 5 条第 1 1 項の規定に
基づき、次のとおり報告します。

- 1 審査請求の対象となる議員の氏名
中村 知也
- 2 審査請求の対象となる事由の該当条項
規程第 3 条第 6 号（市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一
切の行為を慎む）
- 3 審査請求の対象となる内容
 - (1) 令和 8 年 2 月 1 9 日付けの調査請求
自身の SNS において、市民創和会所属の大塚毅議員の実名を挙げ、推
測を前提とした動機や倫理性に踏み込んだ断罪的評価が含まれている点に
ついて、政策論争の範囲を越え、議員間の人格的対立と受け止められ得る
内容を拡散させたこと
 - (2) 令和 8 年 3 月 3 日付けの調査請求
自身の SNS において、神奈川県議会議員の谷和雄氏に対し侮辱する内
容の書き込みを行い、公衆の閲覧に供したこと
- 4 審査の結果
別紙のとおり

別紙

審査の結果

1 審査の経過

秦野市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、付託された2件の事件が、規程第3条第6号の「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」という政治倫理基準に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査の経過及び主な内容は、次のとおりである。

(1) 第1回審査会 令和8年3月24日（火）

ア 委員長に桑原昌之委員、副委員長に横山むらさき委員を選出した。

イ 審査請求の内容について確認するとともに、調査の適否について審査を行い、調査請求のあった2件は、いずれも調査請求が適切であると認定した。

(2) 第2回審査会 令和8年4月8日（水）

審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）から弁明を受けるとともに、審査会委員（以下「委員」という。）による事情聴取を行った。

(3) 第3回審査会 令和8年4月21日（火）

審査の参考とするため、大塚毅議員に対して委員による事情聴取を行った。

(4) 第4回審査会 令和8年5月18日（月）

これまでの調査を踏まえ、政治倫理基準違反の存否について委員から意見を徴した。

(5) 第5回審査会 令和8年6月1日（月）

第4回審査会における意見をもとに協議し、付託された2件を規程第3条第6号に反するものと認定した。

(6) 第6回審査会 令和8年6月15日（月）

審査結果報告書（案）について協議・決定し、付託された2件の事件の審査を終了した。

2 審査会の結論

(1) 令和8年2月19日付けの調査請求

対象議員が自身のSNSにおいて、特定個人の実名を挙げて、強い言

葉を使って不特定多数の人に発信した行為は、客観的情報及び根拠に基づかず、憶測で同僚議員を貶めるとともに、発信した内容も品位のない不適切な発言であり、市議会議員としてあるまじき言動であることから、規程第3条第6号に違反するものと認定した。併せて、規程第2条（議員の責務）「議員は、自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない。」にも抵触するものである。

(2) 令和8年3月3日付けの調査請求

対象議員が自身のSNSにおいて投稿した内容及び行為は、特定個人の実名を挙げて侮辱し、不特定多数の人に県議会議員が投稿内容のような人物であると印象付けるとともに、自ら喧嘩をけしかけている言動は、市議会議員としての資質に欠けることから、規程第3条第6号に違反するものと認定した。併せて、規程第2条にも抵触するものである。

3 審査会としての意見

(1) 対象議員への措置内容について

ア 令和8年2月19日付けの調査請求

特定個人の実名を挙げ、客観的な事実に基づかず、憶測で同僚議員を断じている点や、正当な批判の範囲を越えた誹謗中傷など、内容的にも悪質である。また、思考、分析、批判の仕方が非常に独善的で、重大な問題を引き起こしたことを踏まえると、重い措置が必要と考える。

以上のことから審査会としては、規程第6条第3号「辞職勧告」の措置が妥当であるとの意見を申し添える。

イ 令和8年3月3日付けの調査請求

相手の名誉を傷つけ、侮辱するものであり、市議会議員の資質そのものに問題があると言わざるを得ない。SNS発信により個人の名誉を傷付け、その相手方を自死に追いやった事例もあることから、厳しい措置もやむを得ないと考える。

以上のことから審査会としては、規程第6条第3号「辞職勧告」の措置が妥当であるとの意見を申し添える。

(2) 再発防止に向けて

SNS等を活用した情報発信において、市議会議員がこのような問題を二度と起こすことがないように、再発防止に向けた検討を行う必要がある。

令和8年6月5日

秦野市議会議長
相原 學 様

市民創和会	八尋 伸二
ともにつくる秦野	古木 勝久
公明党	横山むらさき
はだの清流クラブ	今井 実

秦野市議会議員政治倫理規程第3条に違反する疑いがある事件の調査請求について

中村知也議員の次に掲げる行為が、秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第3条（政治倫理基準）第1号「常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。」及び同条第6号「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと」に違反する疑いがありますので、規程第4条に基づき、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し調査するよう請求します。

事案1 飲食代金一時未払及び政治倫理審査会委員長宛文章について
令和8年4月8日開催の審査会において、中村知也議員は「1月22日の東海大学駅前商店会協同組合の賀詞交歓会終了後の有志で会食した際の飲食代について、途中で退席したが支払った記憶がない。」と答弁しました。その後、4月21日付けで中村知也議員が審査会に提出した書面では、「飲食店での食事代金について、当日は飲食店で同席していた方に先に退席する事の事情を説明し、その際、会計は同席した方に私の会計も含め一括されることを確認し、飲食店を退席しました。」と訂正しています。しかしながら、同席した関係者に確認したところ、そのような事実はないとのことでした。

「審査会で指摘されるまでの一定期間、市民が中村知也議員の飲食代を支払っている事象」は、規程第3条第1号に反する疑いがある

り、さらに「同席した方に私の会計も含め一括されることを確認した」との文面は虚偽の可能性があり、同条第6号に反する疑いがあります。

事案2 市内公的団体の懇親会における言動について

令和8年1月開催の市内公的団体の懇親会の席において、当該団体の一員でもある中村知也議員が、出席者1名と口論になり、「俺は議員だ。当該団体に居られなくしてやるからな。」と多くの出席者の前で暴言を発するとともに、「離れようとした相手の腕を掴み引っ張る行為」におよび、被害を受けた相手方が後日、秦野警察署に被害届を提出したとの情報が複数の市民から寄せられました。

こうした行為が事実であれば、規程第3条第6号に反する疑いがあります。

調査・審査の流れ（令和8年2月19日付け及び3月3日付け調査請求）

資料 3

審査会	日 時	内 容
第1回	令和8年3月24日（火） 11時30分から12時25分	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・審査の付託、委員の指名、正・副委員長の選出 ・調査の適否を審査
第2回	4月8日（水） 13時30分から16時10分	<ul style="list-style-type: none"> ・対象議員の弁明 ・対象議員への事情聴取
第3回	4月21日（火） 13時00分から14時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者への事情聴取 ・他市の類似事例等を確認
第4回	5月18日（月） 13時00分から14時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理基準違反の存否について、委員から意見聴取（会派持ち帰り）
第5回	6月1日（月） 10時30分から11時00分	<ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理基準違反の存否について採決 ・審査会としての意見まとめ
第6回	6月15日（月） 10時15分から	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）について協議・決定
議長へ報告	6月22日（月）まで	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長から議長へ報告書を提出